ロ　指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合　銀行法第五十二条の六十の十五第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十七　その他参考となるべき事項を記載した書面

（信用金庫電子決済等取扱業者登録簿の縦覧）

第百六十九条の五　金融庁長官等は、その登録をした信用金庫電子決済等取扱業者に係る信用金庫電子決済等取扱業者登録簿を当該信用金庫電子決済等取扱業者の主たる営業所（外国電子決済等取扱業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

［条を加える。］

（財産的基礎）

第百六十九条の六　銀行法第五十二条の六十の六第一項第三号に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　資本金の額が千万円以上であること。

二　純資産額（第百六十九条の四第七号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。）が負の値でないこと。

（心身の故障のため信用金庫電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者）

第百六十九条の七　銀行法第五十二条の六十の六第一項第九号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用金庫電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

［条を加える。］

（あらかじめ届け出ることを要しない場合等）

第百六十九条の八　銀行法第五十二条の六十の七第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　委託信用金庫から法第八十五条の三第二項第一号の委託を受けることをやめようとする場合

二　信用金庫電子決済等取扱業の内容又は方法のうち、信用金庫電子決済等取扱業の顧客からの申込みの受付方法以外の事項を変更しようとする場合

2　銀行法第五十二条の六十の七第一項の規定により届出を行う信用金庫電子決済等取扱業者は、別表第三の二上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

3　銀行法第五十二条の六十の七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　増改築その他のやむを得ない理由により営業所の所在地の変更をした場合（変更前の所在地に復することが明らかな場合に限る。）

二　前号に規定する所在地の変更に係る営業所を変更前の所在地に復した場合

三　第百六十九条の三第一項第五号に掲げる事項を変更した場合

4　銀行法第五十二条の六十の七第二項の規定により届出を行う信用金庫電子決済等取扱業者は、別表第三の三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

［条を加える。］

（標識の様式等）

第百六十九条の九　銀行法第五十二条の六十の九第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十九号の二に定めるものとする。

［条を加える。］